

# 個別工事の応募受付のお知らせ

2024年10月17日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 田村 明比古

この度、成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）におきまして下記1の工事の発注を予定しております。つきましては、本工事を施工していただく者を募集しますので、応募される者は、下記2以下の要領によりお申込みください。

## 記

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 4202-6039-00
- (2) 工事名 岩山・喜多地区代替地整備工事
- (3) 工事場所 成田国際空港外（芝山町岩山地区、多古町喜多地区）
- (4) 工事内容 本工事は、成田空港の更なる機能強化に伴う事業用移転代替地として、芝山町岩山地区（岩山①・岩山②）、多古町喜多地区において造成工事を実施するものである。  
※各地区の工事範囲については【別図】をご参照ください。
- (5) 工事概算数量 岩山①(芝山町) : 開発面積 約4.0ha  
・土工 約50,000m<sup>3</sup>  
・擁壁工 約200m  
・道路工 約660m  
・雨水排水工 約200m  
岩山②(芝山町) : 開発面積 約1.3ha  
・土工 約2,000m<sup>3</sup>  
・雨水排水工 約400m  
喜多(多古町) : 開発面積 約1.4ha  
・土工 約5,000m<sup>3</sup>  
・擁壁工 約200m  
・雨水排水工 約500m  
・地盤改良工 一式
- (6) 工期 契約の翌日から2026年12月18日まで  
(検査不合格時の修補期間を含む。)
- (7) 本工事は、契約制限価格の事前公表の試行対象工事です。  
本工事に係る契約制限価格は、応募資格を満たす者に仕様書及び図面等の配付に併せて公表します。ただし、都合により契約制限価格を公表しない場合があります。  
また、本工事においては、価格と価格以外の要素を含め、総合的に当社に最も有利な者をもって価格交渉の相手方とする簡易型総合評価方式（以下「簡易型総合評価方式」という。）により、価格交渉対象者を選定することとします。
- (8) 本工事は発注者指定方式・現場閉所型週休2日工事です。詳細は「週休2日工事実施ガイドライン」及び別添1-④、別添2をご確認ください。  
([https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase\\_youryou.html](https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html))

- (9) 本工事は、ICT活用（受注者希望型）の試行対象工事です。国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、土工及び舗装工において受注者からの希望及び当社との協議により、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品検査の全ての段階でICT施工技術を活用する工事とします。

## 2 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす者に限らせていただきます。

### (1) 基本条件

- (ア) 当社における2022～2024年度契約参加資格の「一般土木工事」に登録されていること。  
且つ、直近の有効な「総合評定値通知書」の総合評定値(P)が条件に合致していること。
- (イ) 単体企業、又は2社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- (ウ) 単体企業、又は共同企業体のすべての構成員は、「土木一式工事」の総合評定値(P)が1,150点以上であること。

### (2) 施工実績

以下に示す工事について、元請けとして過去15年（2009年10月以降）の間に完工実績を有すること。

- ・10,000m<sup>2</sup>(1ha)以上の開発行為を伴う土地造成工事

また、共同企業体の構成員としての実績は、当社発注以外のものは、甲型共同企業体にあっては出資比率20%以上のもの、乙型共同企業体にあっては工区ごとの分担工事額が20%以上のものに限ります。ただし、共同企業体を結成される場合は、共同企業体の構成員ごとに同様の施工実績を有すること。

### (3) 技術者要件

応募申込時は特になし

※但し、契約締結後に以下の要件を満たす技術者を届け出てください。

- ・主任技術者又は監理技術者（土木）の配置条件

- ① 建設業法で定める主任技術者又は監理技術者（土木）の資格を有する者を工事に専任で配置できること。なお、本工事は他工事との兼任は認めない。  
② 主任（監理）技術者は、一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

- (4) 1(2)に示した工事に係る設計業務の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
- (5) 応募申込書の提出期限の日から、見積書開封の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

### 3 競争参加の制限

- (1) 競争に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、本契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証できない者は、ご応募いただけません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
- ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- ⑤ 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

本工事への参加資格の有無を審査するため、以下の書類を提出してください。

#### ① 総合評定値通知書

直近の有効な総合評定値通知書の写しを提出してください。

#### ② 「情報セキュリティ管理体制が確保できることが確認できる資料」（別紙1参照）及び「秘密情報の安全管理に関する誓約書」を提出してください。

#### ③ 応募申込書

##### (ア) 応募申込書の作成方法

応募申込書は、別途定める「応募申込書作成要領」（以下「作成要領」という。）に示す様式及び留意事項に基づき作成してください。

##### (イ) 掲載期間

2024年10月17日（木）から2024年10月29日（火）まで

##### (ウ) 問い合わせ先

〒282-8601

千葉県成田市 成田国際空港内 NAAビル

成田国際空港株式会社

財務部門 調達部 調達管理グループ 担当：鶴田

担当者 電話 0476-34-5145

メールアドレス chotatsu@naa.jp

受付時間 午前9時～午前12時及び午後1時10分～午後5時40分（ただし土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日を除く。）

### (2) 提出方法

提出書類は、4(4)宛て郵送で提出してください。ただし、送達記録の残る方法（簡易書留等）によるものとします。応募申込書の記載内容の確認のためご連絡する場合がありますので、内容を説明できる方の名刺を同封してください。なお、持参する場合も4(4)へ提出してください。

### (3) 提出期限

2024年10月29日（火）郵送必着

（但し、持参の場合は同日午前11時まで。）

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

### (4) 提出先

4(1)③(ウ)と同じ。

### (5) 備考

「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第1項において、第三者への秘密情報の提供または開示については当社の書面での承認が必要となっておりますが、秘密情報の安全管理に関する誓約書を提出した者に対しましては、本発注案件に関する社（下請け会社等）への開示を認めることいたします。なお、

「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第3項に記載の通り、応募者が第三者へ秘密情報を開示する場合は、秘密情報の安全管理に関する誓約書と同等の秘密保持契約を締結して秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負うものとします。

## 5 審査結果通知

参加資格の審査結果は全ての者に通知いたします。

なお、「情報セキュリティ管理体制が確保できることが確認できる資料」と「秘密情報の安全管理に関する誓約書」については、4(3)に記載の応募申込書提出期限までにご提出ください。ご提出いただけない場合には、情報セキュリティ管理上、6の仕様書及び図面等を配付できませんのでご了承ください。

## 6 仕様書及び図面等の入手方法

仕様書及び図面等は、5により本工事に参加する資格があると認められた者(以下「競争参加資格者」という。)に電子メールにて配付いたします。これをもって、現場説明に代えさせていただきます。また、仕様書及び図面等に関する質問は、別途定める方法により受け付けます。

### (1) 配付日

2024年11月1日(金)午前11時以降。

(ただし、別途時間指定する場合があります。)

## 7 共同企業体の結成方法

構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の6以上であること。

- (1) 構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の6以上であること。
- (2) 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (3) 結成方式は、甲型とします。
- (4) 同一企業が2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

## 8 簡易型総合評価方式による評価方法等

工事価格の他以下の項目について評価を行います。なお、簡易型総合評価方式の詳細については、別途定める「簡易型総合評価方式(通常型)応募要領」(以下「簡易型評価要領」という。)によることとします。

- (1) 施工計画
- (2) 地域共生
- (3) 企業の施工実績

## 9 見積書等の提出

競争参加資格者は、別途定める「競争見積心得書」に同意した上で、以下の通り見積書及び企業の技術力に係る資料(以下「技術資料」という。)をご提出いただきます。

### (1) 提出方法

見積書等は、郵送でご提出ください。ただし、送達記録の残る方法(簡易書留等)によるものとします。

また、持参による提出も可とします。

### (2) 提出期限

2024年11月26日(火)郵送必着

(但し、持参の場合は同日午前11時まで。)

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

### (3) 提出先

4(1)③(ウ)に同じ。

(4) 提出部数

- ① 見積書1部（見積内訳書を含む）
- ② 技術資料2部（関係書類を含む。正1部、副1部）

※技術資料は簡易型評価要領により作成し、ファイル綴じにて提出してください。

(5) 見積書の無効

以下のいずれかに該当する場合は見積書を無効とします。

- ① 契約制限価格を超える見積書を提出された場合（契約制限価格を事前公表した場合）
- ② 競争見積心得書第8条に合致する場合
- ③ 見積内訳書が未提出である場合

(6) 2(6)の下線部に該当する者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し1通を、見積書と共にご提出ください。

10 契約相手方の決定方法等（別紙2参照）

(1) 簡易型評価要領に定める、総合評価の方式に拠って得られた数値（価格点と技術点からなる評価値）の高い上位3者を選定し、2024年12月5日（木）までに価格交渉の相手方である旨を通知します。（※）

（※）評価値が同点の者が複数いる場合は、技術点の高い者を価格交渉の相手方とします。

価格交渉の相手方として通知を受けた者と、当社担当者とで別途調整のうえ以下の日程のうち1日を選択し、当該日から見積価格についての交渉を開始します（以降、選択した日を「価格交渉開始日」とします。）。以下の日程のいずれにおいても価格交渉を開始できない場合、既に提出されている見積書を最終見積書として、価格交渉を終了したものとみなします。

ただし、当社の都合その他不測の事態により、止むを得ず日程変更する場合があります。

2024年12月6日（金）

2024年12月9日（月）

2024年12月10日（火）

※いずれの日程も、原則として午前10時から正午及び午後1時10分から午後5時まで。

価格交渉の期間は、価格交渉開始日から起算し13日以内（価格交渉当日を1日とし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。価格交渉の結果、見積書を再提出し再度価格交渉を行う場合であっても当該期間内（期間最終日は午後5時まで）とし、期間を超えての価格交渉は認められません。

(2) 価格交渉の相手方である者と、見積価格について交渉し、見積価格が当社の設定した契約制限価格の範囲内で、かつ技術点と最終見積書から得られる価格点からなる評価値の最も高い者を契約の相手方とします。（※）

契約の相手方を決定したときは、その旨を価格交渉の相手方となった全ての者に対し当社より通知します。但し、当該見積価格が当社の定める基準価格を下回る場合には、契約締結の前に見積価格の内容について調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされるとの確認が得られた後に、その者を契約の相手方とします。

調査の方法・様式等は、当社ホームページの「調達情報」から「お知らせ」⇒  
(※) 評価値が同点の者が複数いる場合は、技術点が高い者を契約の相手方とします。技術点も同点の者が複数いる場合は、「くじ」により契約相手方を決定します。

- (3) 契約の相手方となった者は、当社所定の契約書の案に記名押印し、(2)の通知をした日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、当社に契約書を提出してください。期限までに当社所定の契約書の案をご提出いただけない場合は、契約を辞退したとみなし、契約の相手方といたしません。なお、当社所定の契約書の案にて契約をするため、契約書の案に修正等を加えることはできません。また、契約の相手方となったにもかかわらず、期限までに契約書を提出しない場合、又は(2)の通知日以降に契約辞退の意思表示をした場合は、不正又は不誠実な行為として、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を行うことがあります。

## 11 苦情の申立て

- (1) 応募申込書を提出した者のうち、当社から競争に参加する資格がない旨の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、「工事における契約の過程に係る苦情処理手続要領」(以下「苦情処理手続要領」という。)に基づき、当社に対して理由についての説明を求めることができます。
- (2) 簡易型総合評価方式により価格交渉の相手方として選定されなかった者のうち、当該非選定の結果に対して不服がある者は、苦情処理手続要領に基づき、当社に対して理由について説明を求めることができます。

## 12 その他

- (1) このお知らせの内容に関する問い合わせは4(1)③(ウ)に同じとします。
- (2) 工事契約の場合で、契約金額が500万円（税込）を超える契約となった場合、契約期間中は当社が設置する「成田国際空港建設工事安全衛生協議会」に加入していただきます。契約締結後、14日以内に「連絡先届」を協議会事務局にご提出ください（協議会会費は無償）。

詳細は成田国際空港株式会社のホームページ>調達情報>お知らせ>契約に関する要領等をご覧ください。

以上

《別紙2》

公募型競争契約方式の流れ  
簡易型総合評価方式の場合（見積書提出以降）

